また、石巻市長を会長とする「国道398号改良整備促進期成同盟会」より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　宮城県石巻市役所

○関東地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百九十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東京都葛飾区東金町七丁目一〇六番地先から市川市高谷二〇一八番六三まで	前	二八・〇〇～四四・三〇（メートル）	一二・四六一（キロメートル）	
	後	二八・〇〇～四四・三〇（メートル）	一二・四六一（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年一月二十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東京都葛飾区新宿二丁目三二二番一地先から同区新宿二丁目三二三番一まで	前	二四・九〇～四二・四八（メートル）	〇・一三六（キロメートル）	
	後	二四・九〇～四四・五六（メートル）	〇・一三六（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　三百五十七号　横浜市中区錦町五番一二〇地先から同市中区錦町一五番一〇まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年一月三十日

○近畿地方整備局告示第八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

近畿地方整備局長　山田　邦博

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷九六番二まで	前	B A 一〇・五〇～二六・五〇（メートル）	五一・五〇～三四三・九三（メートル）	
	後	B A 一〇・五〇～二七・八七（メートル）	五一・五〇～三四三・九三（メートル）	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○中国地方整備局告示第十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大田市久手町刺鹿字松ノ前七六八番一から同市静間町字角山六九八番三まで	前	A 九・六〇～九・六〇（メートル）	七一・八〇～七一・八〇（メートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A ○・〇〇～一	四四・九〇～四四・九九一（キロメートル）	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○九州地方整備局告示第三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
久留米市田主丸町上原字原口三〇五番三から同市田主丸町豊城字火カケ一七七二番一まで	前	B A 七・〇〇～一七・〇〇（メートル）	二五・〇〇～一四六・〇〇（メートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B A 八・二二～九・七八（メートル）	一三・一七～三四・一五（キロメートル）	
久留米市田主丸町上原字原口三〇五番三から同市浮羽町山北字尾上六一三番三まで	前	B A 七・〇〇～七・〇〇	二五・〇〇～二五・〇〇	
	後	B A 七・〇〇～一七・〇〇	一三・〇〇～一四六・〇〇	

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所